

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 27 年 6 月 23 日(火)午後 1 時 30 分～

場 所 坂井市役所 第 2 別館 大会議室

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告

4 議 案

議案第 10 号 坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱の制定について

議案第 11 号 坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正
について

議案第 12 号 坂井市私立幼稚園すくすく保育支援事業補助金事務取扱要領の
制定について

議案第 13 号 坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の一部改
正について

議案第 14 号 文化財の新規指定について

議案第 15 号 就学指定校の変更許可について

5 報告事項

(1) 平成 27 年度坂井市一般会計補正予算(第 1 号)にかかる事業概要について

(2) 幼稚園保育料の改定(激減緩和措置)について

6 そ の 他

(1) 学校関係耐震工事等について

(2) 行事予定(7 月分)について

(3) その他

定例教育委員会

議

案

議案第10号

坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱の制定について

坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱の制定について、次のとおり承認を求める。

平成27年6月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業実施要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、福井県すくすく保育支援事業実施要綱（平成8年3月28日児第333号）に基づき、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを幼稚園教育の分野で進めるため、坂井市立幼稚園すくすく保育支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象児童 教育・保育施設を利用する支給認定こどもで、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子供のうち、世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹のうち第3子以降の者をいう。
- (2) 保育料とは、坂井市立幼稚園保育料条例（平成18年坂井市条例第136号）及び坂井市立幼稚園保育料条例施行規則（平成18年坂井市教育委員会規則第14号）で定める、園児の親権者又は後見人から徴収する費用をいう。

(事業の内容)

第3条 対象児童の保育料は、免除とする。

- 2 前項に規定する保育料の免除については、施設型給付・地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書に基づき行うものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

議案第 1 1 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の
一部改正について

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 2 7 年 6 月 2 3 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

平成 年 月 日
坂井市教育委員会告示第 号

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱（平成20年坂井市教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5	坂井市私立幼稚園等すくすく保育支援事業補助金	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、世帯における18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹のうち第3子以降の子が私立幼稚園等に就園している保護者に対して補助金を交付する。	市内に住所を有し私立幼稚園等に就園する幼児の保護者とし、当該私立幼稚園等の設置者を間接補助事業者とする。	私立幼稚園等の入園料及び保育料	補助対象経費の10/10以内とし、当該年度に係る国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助限度額を上限とする。ただし、1円未満端数が生じたときは、これを切り捨てる。	精算払
---	------------------------	---	--	-----------------	--	-----

別表第2に次のように加える。

5	坂井市私立幼稚園すくすく保育支援事業補助金	(1) 事業実施計画書 (2) 収支予算書 (3) その他市長が必要と認める書類	事業完了後速やかに	(1) 事業実施報告書 (2) 収支決算書 (3) その他市長が必要と認める書類
---	-----------------------	--	-----------	--

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

坂井市教育委員会学校教育課所管補助金等交付要綱(平成20年坂井市教育委員会告示第8号)新旧対照表

改正案（新）							現行（旧）						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業経費の範囲	補助率等	支払区分	整理番号	補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業者	補助事業経費の範囲	補助率等	支払区分
1～4							1～4						
5	坂井市私立幼稚園等保育支援事業補助金	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、世帯における18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹のうち第3子以降の子が私立幼稚園等に就園している	市内に住所を有し私立幼稚園等に就園する幼児の保護者とし、当該私立幼稚園等の設置者とする。	私立幼稚園等の入園料及び保育料	補助対象経費の10精算/10以内とし、当該年度に係る国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助限度額を上限とする。ただし、1円未満端数が生じたときは、これを切り捨てる。								

		保護者に対し て補助金を交 付する。				
別表第2(第3条、第5条関係)						
別表第2(第3条、第5条関係)						
整 理 番 号	補助金等の名称	補助金等交付申請 書に添付すべき書 類の名称	補助事業実績 報告書の提出 期限	補助事業実績 報告書に添付 すべき書類の 名称	補助事業実績 報告書の提出 期限	補助事業実績 報告書に添付 すべき書類の 名称
1～4	(略)					
5	坂井市私立幼稚 園すくすく保育 支援事業補助金	(1)事業実施計画書 (2)収支予算書 (3)その他市長が必 要と認める書類	事業完了後 速やかに	(1)事業実施報告書 (2)収支決算書 (3)その他市長が必 要と認める書類		

議案第 12 号

坂井市私立幼稚園すくすく保育支援事業補助金
事務取扱要領の制定について

坂井市私立幼稚園すくすく保育支援事業補助金事務取扱要領の制定について、次のとおり承認を求める。

平成 27 年 6 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

事務取扱要領

補助金の分類		「制度補助」					
補助金等名称		坂井市私立幼稚園等すくすく保育支援事業補助金					
補助金交付の目的		子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、世帯における18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある兄弟姉妹のうち第3子以降の子が私立幼稚園等に就園している保護者に対して補助金を交付する。					
成果		私立幼稚園等入園の3人目以降の幼児の保護者の経済的負担の軽減が図れる。					
効果		多子世帯の経済的支援により、子どもを産み育てやすい環境づくりに繋がる。					
補助事業者		市内に住所を有し私立幼稚園等に就園する幼児の保護者とし、当該私立幼稚園等の設置者を間接補助事業者とする。 私立幼稚園等とは、下記に掲げるいずれかの幼稚園をいう。 1. 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定により学校法人によって設置されているもの。 2. 国立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第1項の規定により国立大学法人によって設置されているもの。					
団体の設立年月日 ※団体補助の場合のみ							
団体の活動目的 ※団体補助の場合のみ							
補助対象事業		私立幼稚園等の入園料及び保育料					
補助対象経費		私立幼稚園等の入園料及び保育料。ただし、幼稚園就園奨励費補助金の交付を受けたときは、入園料および保育料から当該幼稚園就園奨励費補助金の額を引いた額とする。					
対象外の特例理由							
補助率 (補助金額)		補助対象経費の10/10以内とし、当該年度に係る国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助限度額を上限とする。ただし、1円未満端数が生じたときは、これを切り捨てる。					
算出根拠		福井県私立幼稚園等すくすく保育支援事業実施要綱により算出(負担割合 県1/2 市1/2)					
1/2を超える 場合の理由		県の要綱に基づくもの					
補助の開始及び終了 時期		開始時期	平成27年4月1日	終了時期	平成 年 月 日	創設からの経過年数	年 月 日
終期が3年を超える又は継続の理由						創設時期	平成27年 4月 1日
交付申請書の審査	提出期限	7月1日以降					
	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類(在園及び保育料等予定額証明書)					
	審査基準	1 事業目的、内容等が補助金の交付目的に適しているか。 2 補助対象経費以外のものが含まれていないか。					
	交付方法	精算払					
	交付時期	補助金交付決定通知後					
状況報告書の提出期限		該当なし					
実績報告書の審査	提出期限	事業完了後速やかに					
	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類					
	審査事項	1 事業目的、内容等が補助金の交付目的に適しているか。 2 補助対象経費以外のものが含まれていないか。					
所管課		教育委員会 学校教育課 庶務係		担当者名	浦 利枝		内線(541)

平成27年4月1日施行

議案第 13 号

坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱
要領の一部改正について

坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金事務取扱要領の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 27 年 6 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

事務取扱要領

補助金の分類		「制度補助」													
補助金等名称		坂井市私立幼稚園就園奨励事業費補助金													
補助金交付の目的		私立幼稚園の普及及び教育環境の充実を図るとともに、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するため、私立幼稚園に就園している幼児の保護者に対して補助金を交付する。													
成果		私立幼稚園入園の幼児の保護者の経済的負担の軽減が図れる。													
効果		保護者の経済的負担の軽減されることにより、私立幼稚園への入園がしやすい環境になる。													
補助事業者		市内に住所を有し市内の私立幼稚園に就園する幼児の保護者とし、当該私立幼稚園の設置者を間接補助事業者とする。													
団体の設立年月日 ※団体補助の場合のみ															
団体の活動目的 ※団体補助の場合のみ															
補助対象事業		私立幼稚園の入園料及び保育料													
補助対象経費		私立幼稚園の入園料及び保育料													
対象外の特例理由															
補助率 (補助金額)		当該年度に係る国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に定める補助限度額の範囲内とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。													
算出根拠		国の幼稚園就園奨励費補助限度額を基準に市立の幼稚園保育料の減免率を私立幼稚園が徴収する保育料に対応させて算出した減免額(別表)													
1/2を超える場合の理由		国の幼稚園就園費補助限度額により対応させるため													
補助の開始及び終了時期		開始時期	平成	年	月	日	終了時期	平成	年	月	日	創設からの経過年数	年	月	日
終期が3年を超える又は継続の理由												創設時期	平成18年3月20日		
交付申請書の審査	提出期限	7月1日以降													
	添付書類	1 事業実施計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類（幼稚園園則、保育料減免措置に関する調書等）													
	審査基準	1 事業目的、内容等が補助金の交付目的に適しているか。													
	交付方法	概算払い（幼稚園園則、保育料減免措置に関する調書等）													
	交付時期	補助金交付決定通知後													
状況報告書の提出期限		該当なし													
実績報告書の審査	提出期限	事業完了後速やかに													
	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類(在園期間別減免対象人員内訳書)													
	審査事項	1 事業の成果が、交付申請時の目的を達成しているか。 2 事業実施に不必要な支出をしていない。													
所管課		教育委員会 学校教育課						担当者名		浦 利枝		内線(541)			

平成23年4月1日 制定
平成24年4月1日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正
平成25年4月1日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正

【改正前】

減免の基準となる額を次のとおり改正する。

2 減免の基準となる額

＜従来条件：26年度＞

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有しない場合				
区 分		1人又は同一世帯から2人以上就園している場合の最年長園児 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次 年長園児 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している 場合の左記 以外の園児 (第3子)
1	生活保護世帯	180,000 円	180,000 円	180,000 円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	116,000 円	147,000 円	180,000 円
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が 34,500円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、 前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×21,300円 ②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数×11,100 円	67,000 円	123,000 円	180,000 円
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が 171,600円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、 前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×19,800円 ②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族数×7,200 円	36,000 円	108,000 円	180,000 円
上記区分以外の世帯		—	90,000 円	180,000 円

※所得割課税額とは、税額控除前(「住宅借入金等特別税額控除」の適用前)の額のことです。

※入園料は、入園児に個別に1,000 円加算する。

<新条件:26年度>

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有する場合			
	区 分	小学校1から3年生の兄・姉を1人有し、同一世帯から就園している場合の最年長園児(第2子)	小学校1から3年生までの兄・姉を1人有し、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1から3年生に兄・姉を2人有している園児(第3子以降)
1	生活保護世帯	180,000 円	180,000 円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	147,000 円	180,000 円
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が34,500円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	123,000 円	180,000 円
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が171,600円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	108,000 円	180,000 円
	上記区分以外の世帯	90,000 円	180,000 円

※所得割課税額とは、税額控除前(「住宅借入金等特別税額控除」の適用前)の額の事です。

※入園料は、入園時に1,000円個別に加算する。

【改正後】

2 減免の基準となる額

<従来条件:27年度改正案>

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有しない場合				
区 分		1人又は同一世帯から2人以上就園している場合の最年長園児 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長園児 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児 (第3子)
1	生活保護世帯	180,000 円	180,000 円	180,000 円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	158,000 円	169,000 円	180,000 円
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が34,500円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	67,000 円	123,000 円	180,000 円
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が171,600円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	36,000 円	108,000 円	180,000 円
上記区分以外の世帯		—	90,000 円	180,000 円

※所得割課税額とは、税額控除前(「住宅借入金等特別税額控除」の適用前)の額のことです。

※入園料は、入園児に個別に1,000円加算する。

<新条件:27年度改正案>

同一世帯に小学校1から3年生までの兄・姉を有する場合			
	区 分	小学校1から3年生の兄・姉を1人有し、同一世帯から就園している場合の最年長園児(第2子)	小学校1から3年生までの兄・姉を1人有し、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1から3年生に兄・姉を2人有している園児(第3子以降)
1	生活保護世帯	180,000 円	180,000 円
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	169,000 円	180,000 円
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が34,500円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×11,100円	123,000 円	180,000 円
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額※が171,600円に①、②を加えた額以下の世帯(年齢は、前年12月31日現在) ①16歳未満の扶養親族数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族数×7,200円	108,000 円	180,000 円
上記区分以外の世帯		90,000 円	180,000 円

※所得割課税額とは、税額控除前(「住宅借入金等特別税額控除」の適用前)の額のことです。

※入園料は、入園時に1,000円個別に加算する。

議案第14号

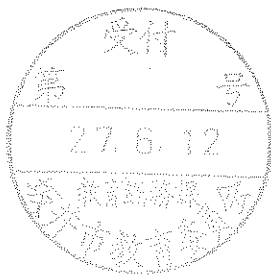
文化財の新規指定について

文化財の新規指定について、次のとおり承認を求める。

平成27年6月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫



文審 第 1 号
平成 27 年 6 月 11 日

坂井市教育委員会
委員長 三宅 小百合 様

坂井市文化財保護審議会
会長 藤野 立 恵



坂井市指定有形文化財の指定について（答申）

坂井市文化財保護条例第 4 条第 4 項の規定により平成 27 年 2 月 27 日付けで坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財として指定することが適当であると認めます。

記

名称 豊原寺木造阿弥陀如来坐像

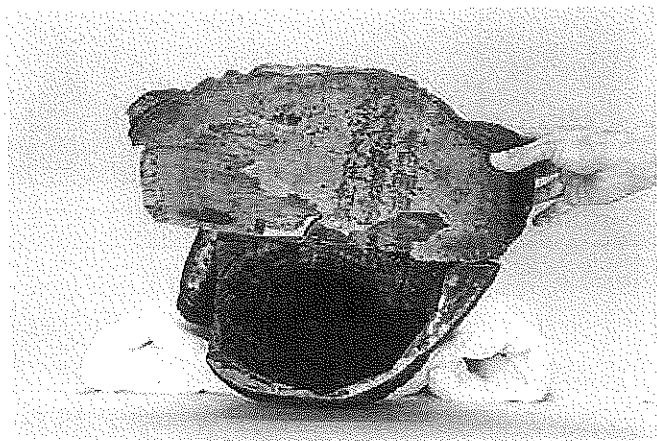
指定種別	有形文化財 彫刻
名称・数量	豊原寺木造阿弥陀如来坐像 1 軀
所在	坂井市丸岡町田屋 77-46(豊原三千坊史料館)
管理者	豊原 春雄
調査時期	平成 26 年 8 月 26 日
現地視察	平成 27 年 3 月 23 日(藤野会長・吉澤副会長・大谷委員・河村委員)
調査者	河村 健史

都での流行の影響を受け造像されたことが考えられる。また、優れた造形感覚から地方的特色が全く消え、都からの直接的影響を見ることが出来る。豊原寺は白山信仰の神社(寺)として知られ、阿弥陀如来は大己貴権現の本地仏として知られる。しかし本地仏が定印であるのに対し、本像は来迎印であること、また坐像ながら当時多く作られた三尺像であること等から浄土信仰を背景として造像されたことが想定され、時代は下がるが豊原寺との関係が説明される称念寺阿弥陀三尊像とともに豊原寺での浄土信仰の展開を知ることのできる貴重な遺品であるといえる。

小像ながら完成度の高い優秀な造形作品だが、これは同時に豊原寺と中央との関係を考える上でも絶好の資料といえる。また、浄土真宗等以前の浄土教信仰を知る上でも重要な資料である。個別の造形作品としての優秀のみならず豊原寺に伝来したことも含めて極めて貴重な像である。

なお、現在個人所有であることから将来の散逸・滅損を回避する上でも指定により規制を掛けておく必要がある。

豊原寺木造阿弥陀如来坐像



調査記録

調査年月 H26.8.26

調査者名 河村 健史

寺社名 豊原氏蔵（豊原三千坊史料館）所在地 坂井市丸岡町田屋 77-46

名称・数量 豊原寺木造阿弥陀如来坐像 1 軀

製作時期 平安時代 像高 五二・八 cm

<形状> 如来形。

頭部 螺髪刻出、肉髻珠（亡失）。

面部 白毫（後補）嵌入、半眼閉口、耳朶環状貫通。

体部 三道刻出、胸、腹の括れ各一条刻出。

着衣 偏袒右肩とした袈裟、裳を着す。

足部 右足を上に結跏趺坐する。

手部 右手は屈臂し掌を正面に向け一・二指を捻じ、三～五指を伸ばす。左手は屈臂し膝上で掌を上で一・二指を捻じ、三～五指を伸ばす。（来迎印）

<構造> 一木造 彫眼 内割りあり

一木割刳造。頭体幹部一材製で、前後に割放し内割りをおこない割首とする。左右肩以下、右は腰の三角材、膝の横一材をそれぞれ刳ぐ。左手は前膊に掛かる衣蓋上に一材、手首以下一材差し込み。右手は肘・手首で刳ぐ。

<彩色>

肉身部漆箔、衣部古色、髪部古色

<台座>

蓮華座（近世後補）

<保存状態> 要修理

虫損とこれに伴う朽損が著しい（特に下半身）。右腰の三角材欠損、膝材右および上部穴が開く。漆箔の剥がれたところでは虫食い穴が多数みられ、全体にスポンジ状になっている可能性が高い。正面裳先亡失、右膝、背面左右腰刳ぎ目付近大きな穴が開く（鼠によるか）

後補 白毫、底板および裳先。

<銘>

像底板

<所見>

大きくお碗を載せたような肉髻、円満な顔、撫で肩、バランスの良い肉付き等、定朝様以降流行した和様の典型的な姿の像である。しかし、膝前の衣紋は奈良長岳寺像に見られる衣紋に近い。また、切れ長な目尻のラインは鎌倉新様の萌芽とみるべきであろうか。以上の特色から本像はいわゆる藤末鎌初の12世紀末頃の造像と考えられる。阿弥陀如来は、奈良時代より盛んに信仰・造像されるが、浄土

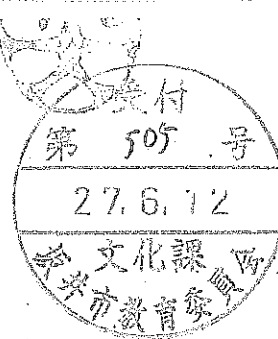
信仰の流行に伴い、平安中期以降造像例が増加する。特に定朝様の完成以後都鄙を問わず全国的に定朝様の阿弥陀如来像が流行し、盛んに造像された。

本像もこのような都での流行の影響を受け造像されたことが考えられる。また、優れた造形感覚から地方的特色が全く消え、都からの直接的影響を見ることが出来る。豊原寺は白山信仰の神社（寺）として知られ、阿弥陀如来は大己貴権現の本地仏として知られる。しかし本地仏が定印であるのに対し、本像は来迎印であること、また坐像ながら当時多く作られた三尺像であること等から浄土信仰を背景として造像されたことが想定され、時代は下がるが豊原寺との関係が説明される称念寺阿弥陀三尊像とともに豊原寺での浄土信仰の展開を知ることのできる貴重な遺品であるといえる。

以上、小像ながら完成度の高い優秀な造形作品だが、これは同時に豊原寺と中央との関係を考える上でも絶好の資料といえる。また、浄土真宗等以前の浄土教信仰を知る上でも重要な資料である。個別の造形作品としての優秀のみならず豊原寺に伝来したことも含めて極めて貴重な像である。

<法量>

像高五二・八	髮際高四五・六	
面長九・九	面幅一〇・四	面奥一三・〇
頂～顎一五・六	耳張一三・〇	
	肩張二七・九	胸奥一五・六
	肘張三〇・二	腹奥一六・四
膝高 右九・〇 左八・九	膝張（三八・九）	膝奥三一・二



平成 27 年 2 月 27 日

坂井市文化財保護審議会

会長 藤野立恵 様

坂井市教育委員会

委員長 喜多正



諮問書

坂井市文化財保護条例第 4 条 4 項の規定に基づき、下記の文化財について、坂井市指定文化財への指定について諮問します

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 名称及び数 | 豊原寺木造阿弥陀如来坐像 |
| 2 | 所在地 | 丸岡町田屋 77-46(豊原三千坊史料館) |
| 3 | 指定者又は管理者 | 豊原 春雄 |
| 4 | 種類 | 彫刻 |
| 5 | 指定の理由 | 平安時代末期(12 世紀末)頃の像で、都の影響を受けたと考えられる像容をしている。豊原寺と中央との関係を考える上で重要な像である。 |

以上



文審 第 2 号
平成 27 年 6 月 11 日

坂井市教育委員会
委員長 三宅 小百合 様

坂井市文化財保護審議会
会長 藤野 立 恵



坂井市指定有形文化財の指定について（答申）

坂井市文化財保護条例第 4 条第 4 項の規定により平成 27 年 2 月 27 日付けで坂井市教育委員会より諮問のあった別紙のことについて、当審議会で審議した結果、坂井市指定有形文化財として指定することが適当であると認めます。

記

名称 豊原寺木造薬師如来坐像

指定種別	有形文化財	彫刻
名称・数量	豊原寺木造薬師如来坐像	1 軀
所在	坂井市丸岡町田屋 77-46(豊原三千坊史料館)	
管理者	豊原 春雄	
調査時期	平成 26 年 8 月 26 日	
調査者	河村 健史	
現地視察	平成 27 年 3 月 23 日(藤野会長・吉澤副会長・大谷委員・河村委員)	

肉厚な重厚感や奥行きを備えた平安初期像の特色を濃厚に示しつつ、衣紋や表情から穏和な感覚も汲み取ることが出来、和様へと向かう途上の一例として捉えられる。また、細く細かい衣紋や額が広く見える独特の風貌等明らかに中央風の像とは一線を画し、地方色を濃厚に示す個性的な作品である。10 世紀後半以降、越前での仏像彫刻の違例が増加するが、同時期の越前の像と比較して非常に個性的な容貌を見せ、平安時代の越前における中央での作風の受容や当地での造像活動を考える上で、極めて貴重な像である。虫損等による激しい傷み具合であるが、全体には当初材をよく残し原形を留める点等も重視したい。

また、豊原寺に伝来であることも重要である。豊原寺は当市の歴史・文化研究のみならず、平泉寺と共に越前における白山信仰の拠点寺院として知られ、白山文化を研究する上で必要不可欠な存在だが、像底板の銘文から江戸時代には豊原寺講堂の本尊であったことも確認され、歴史資料としての価値も高い。

なお、現在個人所有であることから将来の散逸・滅損を回避する上でも指定により規制を掛けておく必要がある。

豊原寺木造薬師如来坐像



調査記録

調査年月 H26.8.26

調査者名 河村健史

所有者 豊原氏蔵（豊原三千坊史料館）所在地 坂井市丸岡町田屋 77-46

名称・数量 豊原寺木造薬師如来坐像 1 軀

製作時期 平安時代 像高 八三・二 cm

<形状> 如来形。

頭部 螺髪刻出。

面部 半眼閉口、耳朵環状貫通。

体部 三道刻出、胸、腹の括れ各一条刻出。

着衣 偏袒右肩とした袈裟、裳を着す。

足部 左足を上に結跏趺坐する。

手部 右手は屈臂し、掌を正面に向け五指を伸ばす。左手は屈臂し、膝上で掌を上
上に五指を軽く曲げ、薬壺（後補）を乗せる。

<構造> 一木造 彫眼 内割りあり

頭体幹部一材製、内割りし、背板を当てる。膝部は横一材を矧ぐ。右手は肩、肘、
手首で矧ぐ。左手は肩より先地付け（底板）までの別材矧ぎ。前膊上に掛かる袖
部別材か、手首を袖口に挿す。持物別材（後補）。像底面に底板を当てる。

<彩色>

肉身部漆箔、衣部黒漆、髪部白土地群青系色

<台座> ,

蓮華座（近世後補）

<光背>

<保存状態> 要修理

虫損とこれに伴う朽損が著しい（特に下半身）。漆箔の剥がれたところでは虫
食い穴が多数みられ、全体にスポンジ状になっている可能性が高い。正面裳先亡
失、右膝、背面左右腰矧ぎ目付近大きな穴が開く（鼠によるか）

後補 両耳朵、後頭部当て板、底板、持物。

<銘>

像底板

<所見>

本像の特色についてみてゆくと、正面観は彫りが浅くおとなしいが、側面観は

重厚感のある奥行きをみせる。詳細に見てゆくと、刻出された螺髪は各粒の先が尖り、円錐状に刻まれる。地髪部はやや高く、肉髻と地髪部の境が厳格ではない。髪際から眉までの幅が広い。目は伏目で三日月形ながら目尻は鋭く吊り上がる。頬は締まっているが弾力を感じさせる。耳輪は幅広く厚みがある。幅広く少し怒らせた肩、大きく突き出た腹部、高い膝、細い指先ながら厚みと弾力性を感じさせる手の甲。衣紋は全体的に彫りは浅いが両膝部や腹前について見ると、稜の凌ぎはしっかりとしており、膝正面から U 字形に垂れる部分には茶杓形の衣紋も見られる。左肩から前膊に至る部分では並行する衣紋を隙間なく配する等である。また、構造は一木造で背板を当てるが、割りには深く施される。

おおきく突き出た腹部や面部から後頭部への奥行き、高い膝等 9 世紀以来の平安初期仏の特色を有する。なお、胸の肉感表現には張りや厚みを感じないが、胸・腹のくびれを示す刻線について、現状浅く稜も明確ではないが、刻線の幅や窪みの形状から本来力強い刻線であったことも考えられる。一方、伏目がちな目、幅広い耳輪の耳の形状、浅い彫りでやや形式的に流れる衣紋等は 10 世紀以降に下がる特色と捉えられる。左肩から前膊に掛かる並行状の浅い衣紋は、例えば宮城県双林寺薬師如来坐像等とも比較されるが、本像の衣紋は、彫りや流し方の単調さから双林寺像等より時期が下がる要素と考える。いずれにせよ和様化以前の古い様式を多分に残している。また、構造では底板を当てるため詳細は不明ながら、内割りが比較的深くまで行われており、この点も時期の下がる要素と考えられる。

本像は『白山を中心とする文化財』（昭和 47 年 文化庁）において紹介され、福井県立歴史博物館特別展「山々への祈り―越前五山の神と仏―」において展示、図録に収録された。製作年代についてこれらによると、平安後期とされる。本像は地方的特色が濃厚であり、詳細の年代については検討を要するが、先述の特徴、特に像の深い奥行き感から 10 世紀から 11 世紀前半までと考える。

本像は、像底銘および『白山豊原寺縁起』から豊原寺の仏堂の中心である講堂の本尊であったことがわかる。薬師如来は奈良・平安時代以来大寺の本尊とされることが多く、豊原寺でも薬師如来を本尊と仰いでいた可能性は高い。本像が開山以来の本尊であるか確証はないが、少なくとも江戸時代には豊原寺一山の本尊像であったことは確実であり、廃仏毀釈を逃れ、一山の本尊が残されたことは極めて貴重である。

以上、本像は肉厚な重厚感や奥行きを備えた平安初期像の特色を濃厚に示しつつ、衣紋や表情から穏和な感覚も汲み取ることが出来、和様へと向かう途上の一例として捉えられる。また、細く細かい衣紋や額が広く見える独特の風貌等明らかに中央風の像とは一線を画し、地方色を濃厚に示す個性的な作品である。10 世紀後半以降、越前での仏像彫刻の違例が増加するが、同時期の越前の像と比較して非常に個性的な容貌を見せ、平安時代の越前における中央での作

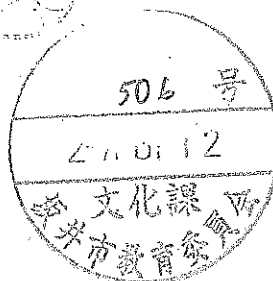
風の受容や当地での造像活動を考える上で、極めて貴重な像である。虫損等による激しい傷み具合であるが、全体には当初材をよく残し原形を留める点等も重視したい。

また、豊原寺に伝来であることも重要である。豊原寺は当市の歴史・文化研究のみならず、平泉寺と共に越前における白山信仰の拠点寺院として知られ、白山文化を研究する上で必要不可欠な存在だが、像底板の銘文から江戸時代には豊原寺講堂の本尊であったことも確認され、歴史資料としての価値も高い。

なお、現在個人所有であることから将来の散逸・滅損を回避する上でも指定により規制を掛けておく必要がある。

<法量>

像高八三・二	髪際高七一・一	
面長一六・〇	面幅十七・一	面奥二三・二
頂～顎二八・一	耳張二二・三	
	肩張四六・八	胸奥二三・〇
	肘張五〇・九	腹奥二六・九
膝高 右一四・六 左一六・二	膝張六八・九	膝奥四七・四



平成 27 年 2 月 27 日

坂井市文化財保護審議会

会長 藤野立恵 様

坂井市教育委員会

委員長 喜多正



諮問書

坂井市文化財保護条例第 4 条 4 項の規定に基づき、下記の文化財について、坂井市指定文化財への指定について諮問します

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 名称及び数 | 豊原寺木造薬師如来坐像 |
| 2 | 所在地 | 丸岡町田屋 77-46(豊原三千坊史料館) |
| 3 | 指定者又は管理者 | 豊原 春雄 |
| 4 | 種類 | 彫刻 |
| 5 | 指定の理由 | 10 世紀～11 世紀の地方的特色の濃い仏像で、平安時代初期特徴も有している。また、像底に銘文があり、江戸時代には豊原寺講堂の本尊であったことが分かる等、歴史資料としての価値も高い。 |

以上

議案第 15 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成 27 年 6 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫